

産学連携開発支援

本紙記載の内容は事業の概要です。
本事業の申請にあたっては必ず募集要項をご確認ください。
URL <http://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>



助成額

最大100万円 助成率(2/3)

※ 千円未満の端数切り捨て

※ 申請件数等を考慮し、予算の範囲内で区が助成額を決定します。

申請期間

令和8年5月7日(木) ~ 令和9年2月26日(金) (先着順)

※ 午後5時必着

※ 予算額に達した場合、募集を終了します。

申請方法

オンライン申請

「品川区中小企業支援サイト」より、品川区電子申請サービスへリンクしお申込みください。

事業者名・住所・助成対象経費および助成金申請額等の必要事項をご入力いただくほか、必要書類をアップロードいただきます。

対象者

区内に1年以上主な事業所を置く**中小製造事業者**および**中小情報通信事業者**

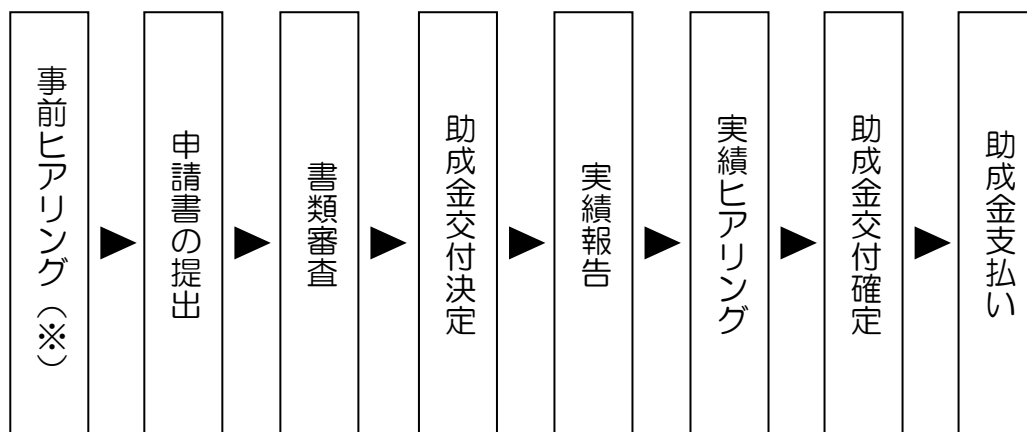
※ みなし大企業は除く

対象経費

大学等との**新製品および新技術の開発等に係る共同研究**を行うために大学等と契約を締結し支払う費用

※ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に支払いが完了するもの

事業の流れ



※事業内容・研究(予定)テーマ等について、事前に区職員および産学公連携マネージャーとのヒアリングを実施します。申請をご検討の場合は、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。



裏面もご覧ください。

対象研究

- (1) 新製品の開発、試作
- (2) 既成製品に改良を加えた製品の開発、試作
- (3) 機械器具または装置の高性能化、省力化および自動化のための技術
- (4) 生産・加工方法、システム・工法などの新技術開発
- (5) 新物質および新材料の開発利用技術
- (6) 業界内における共通の技術的問題点を解決するための研究開発
- (7) 新たなビジネスモデルの構築や技術的課題の解決等により、開発後の需要が見込まれるソフトウェア開発
- (8) これまで情報化の対象として取り上げられていない分野に対して、新たな情報化の進展が見込まれるソフトウェア開発
- (9) その他区長が特に必要と認めたもの

※ 申請は一社1案件まで

助成対象外

- ・ 寄付研究および受託研究（委託研究）。
- ・ 既存製品の模倣に過ぎないものや既存製品を量産化するなど、技術的開発の要素が含まれていないもの。
- ・ 社会公共の利益や社会の一般的道徳観念に反するものや、公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあるもの。
- ・ ゲームソフトの開発。
- ・ 食品（サプリメントも含む。）の開発。

申請書類

- (1) 産学連携開発支援事業計画書（区指定様式）
- (2) その他共同研究等の内容を説明する資料（写真、パンフレット、図面等）
- (3) 大学等と締結した契約書
- (4) 法人）履歴事項全部証明書（申請日より3か月以内に発行のものに限る）
- (5) 個人）開業届（税務署の受付印があるもの）
- (6) 法人）法人事業税納税証明書および法人都民税納税証明書
- (7) 個人）個人事業税納税証明書および住民税納（非課税）税証明書
- (8) 誓約書（区指定様式）

※グループ申請もしくはオンライン申請が困難な方は上記に加え、別途提出書類があります。詳しくは、募集要項をご確認ください。

【お問い合わせ】 品川区 地域産業振興課 中小企業支援担当（経営支援担当）
メール sho-mono-kigyosien@city.shinagawa.tokyo.jp
TEL 5498-6340 FAX 5498-6338